

日バス協技第116号

令和2年4月17日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 三澤 憲一

新型コロナウイルス感染症の影響により減車（一時抹消登録）することとなった
旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、国土交通省自動車局整備課長から、新型コロナウイルス感染症の影響により減車（一時抹消登録）することとなった旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴協会の会員事業者へ周知方をお願い致します。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015